

指定特定(障害児)相談支援事業所の指定申請について

宝塚市 障害福祉課 (令和7年2月版)

1) 必要書類について

指定申請についての提出書類は以下のとおりです。

指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所の両方の指定を申請する場合は、全て共通のものとして、1部のみ提出で結構です。③の別紙に限り、申請内容に応じて必要なものを添付してください。

	提出書類	様式	備考
①	指定申請書	様式第一号	児者共通
②	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に係る記載事項	付表15	児者共通
③	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	—	登記事項証明書はコピーでも可。(原本証明をしてください)
④	運営規定	—	記載すべき内容は、基準省令を要確認。
⑤	事業の主たる対象者を特定する理由等	参考様式1	特定する場合のみ
⑥	事業所の平面図	参考様式5	
⑦	事業所の写真(内部及び外観)	—	Word等に写真データを張り付け、A4サイズで作成してください。
⑧	当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類	参考様式4	
⑨	事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴を記載した書類	参考様式6	
⑩	事業所の相談支援専門員に係る相談支援従事者研修終了証の写し	—	証明取得時と現在で姓が変わっている場合、分かるようにしてください。
⑪	事業所の相談支援専門員に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書	参考様式7	
⑫	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類	参考様式2	
⑬	誓約書	参考様式3	申請する事業に応じて別紙④・別紙⑦を添付してください。
⑭	役員等名簿	参考様式8	
⑮	当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類	任意様式	貸借対照表・財産目録等
⑯	賠償責任保険加入証書の写し	—	指定申請時に加入証書がまだの場合は、申込書でも可。

2) 指定日について

指定日につきましては、1か月ほど期間をいただいています。

月末までに提出・・・翌々月1日指定

15日までに提出・・・翌月15日指定 となります。

3) 指定に係る補足事項

指定特定(障害児)相談支援事業所は、障害者総合支援法において、「法第八十九条の三第一項に規定する協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること」が求められています。

本市では宝塚市自立支援協議会において特定相談支援事業所連絡会を開催しているため、指定後は当該連絡会へ出席することを求めます。